

## 令和6年度 【集合住宅用】

### 江東区地球温暖化防止設備導入助成事業

(太陽光発電システム・蓄電池・MEMS・高反射率塗装・  
高断熱窓・LED照明・電気自動車等充電設備)

◆ 申請受付期間 ※必ず工事着工前に申請してください。

◆ **令和6年4月1日(月)～令和7年3月14日(金)必着**

#### ◆ 助成対象者

- 区内分譲マンションの管理組合
  - 区内に集合住宅を所有または自ら集合住宅を取得しようとする個人及び事業者(国または地方公共団体が出資する法人または団体を除く。)
- ※集合住宅とは、1棟の建物のうち独立した住戸が5戸以上あるものをいいます。  
 ※集合住宅の1戸に居住しており、個人で工事契約を結ぶ場合には「個人住宅用」として申請してください。  
 次の要件をすべて満たしている方が対象になります。

- 法人住民税または個人住民税を滞納していないこと。
  - 設置する住宅の販売・譲渡を目的としていないこと。
  - 申請者は、導入する設備の設置工事の契約者であり、領収書の名義人であり、かつ助成金の振込み口座の名義人であること。
  - 導入する設備に対して、当該申請年度を含む過去5年以内に、この制度により助成金の交付を受けていないこと。
- ※本助成金の交付は、過去5年以内(令和2年度以降)において同一住宅(管理組合)につき、助成対象設備の種類ごとに1回限りとなります。**
- 令和7年3月31日(月)までに設備導入完了報告書を提出できること。  
 (※完了報告では、領収書等支払いを完了したことを証する書類の写し等の添付が必要となります。)

この事業は「みどり・温暖化対策基金」を活用しています。

【受付窓口・郵送先】

江東区 温暖化対策課環境調整係

〒135-8383 江東区東陽4丁目11番28号

江東区役所隣 防災センター6階 5番窓口

TEL 03-3647-6124 FAX 03-5617-5737

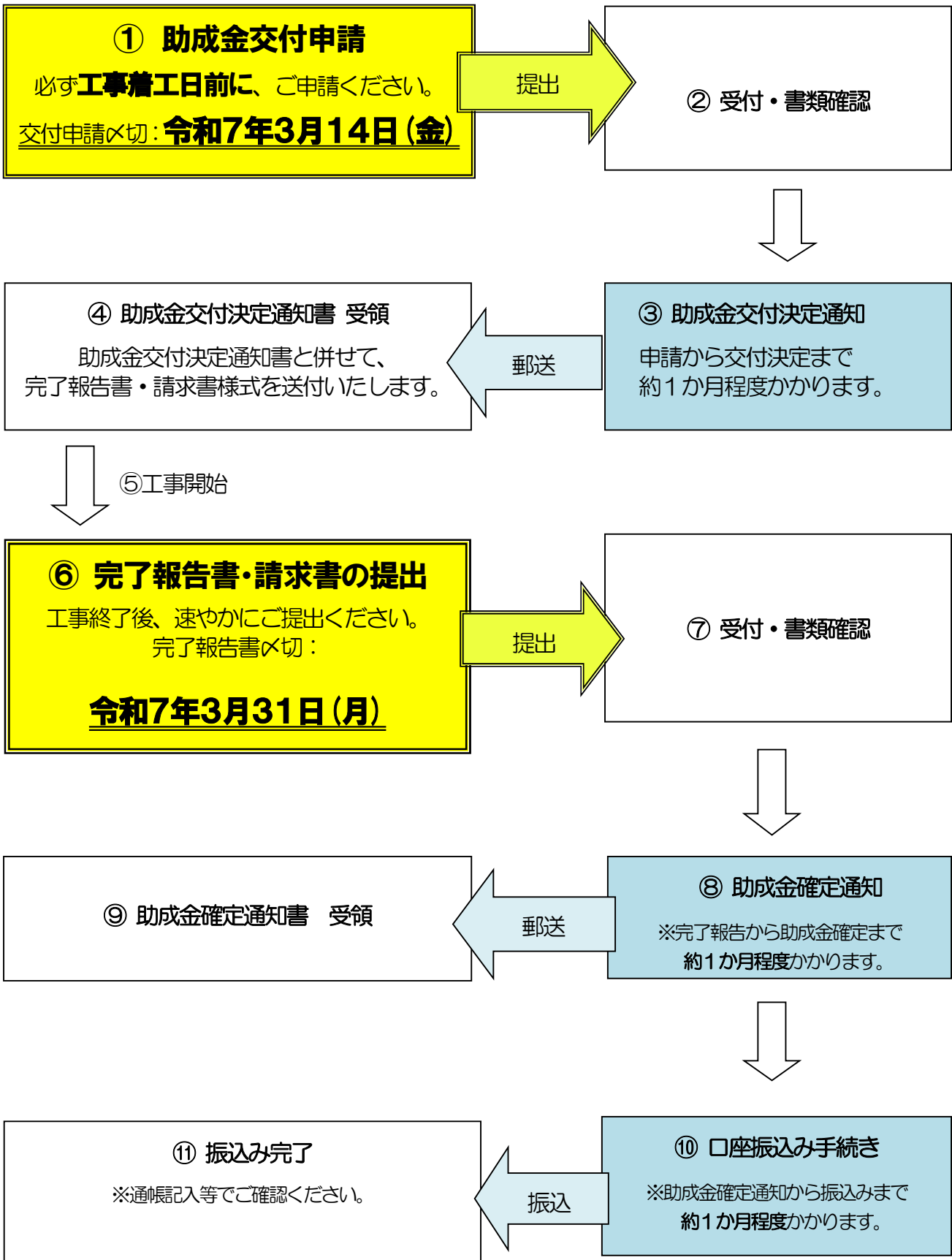
(※出張所では受け付けていません。)



◆ 申請手続きの流れ

《ご申請者様》

《区役所温暖化対策課》



## ◆助成対象設備・助成金額

設備の種類	助成金額・上限額
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 1kW 当たり 50,000 円 (上限 1,500,000 円) ※公称最大出力は、小数点第3位以下は切り捨てとする。
蓄電池	蓄電池容量1kWh あたり 10,000 円(上限 1 設備あたり 500,000 円) ※容量は、小数点第3位以下は切り捨てとする。
エネルギー管理システム機器 (MEMS)	設置に要する経費の5%(上限 1 設備あたり 150,000 円)
高反射率塗装	施工面積1㎡(平方メートル)あたり 1,000 円(上限 1,500,000 円) ※施工面積は、小数点第3位以下は切り捨てとする。
高断熱窓(既築のみ)	設置に要する経費の10%(上限 1 件あたり 1,000,000 円)
LED 照明(既築のみ)	設置に要する経費の10%(上限 1 件あたり 500,000 円)
電気自動車等充電設備	設置に要する経費の10%(上限 普通充電設備(充電用コンセント・充電用コンセントスタンド・V2Hを含む)[5基まで]1基あたり 100,000 円。ただし、急速充電設備[1基まで]の場合、1基あたり 500,000 円)

※「設置に要する経費」とは、「設備本体、部材、架台等の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用」とします。

※ 区の助成金額と他の補助金の合計額が実支出額を上回る場合は、実支出額から他の補助金を差し引いた額とします。

### 【要件】

太陽光発電システム	<p>居住の用に供する部分(共用部分含む)に電力を供給することを目的として導入する太陽光発電システムであって、次の要件を全て満たすもの。</p> <p>①太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること、または、国際電気標準会議(IEC)の IEC61215-1 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る)。</p> <p>②申請者が電力会社と電力受給に関する契約を締結しているもの。</p>
蓄電池	<p>居住の用に供する部分(共用部分含む)に使用する蓄電池であって、次の要件をすべて満たすもの。</p> <p>①一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象製品として登録しているもの。</p> <p>②太陽光発電システム又は燃料電池装置(エネファーム)と常時接続していること。</p>
MEMS	<p>居住の用に供する部分に使用するエネルギー管理システム機器であって ECHONET Lite(一般社団法人エコネットコンソーシアムが策定した、消費電力量に応じて空調、照明その他の機器を自動的に制御し、消費電力の把握により節電を可能にする通信規格をいう。)を標準的なインターフェースとして搭載しているもの。</p>

<p><b>高反射率塗装</b></p>	<p>居住の用に供する建物の屋根及び屋上及びベランダ(太陽光熱が反射する部分に限る。)に係る高反射率塗装の被膜工事であって、次の要件のいずれかを満たす高反射率塗料を塗布するもの。</p> <p>①JIS・K5675(屋根用高日射反射率塗料)の規格を満たすもの。</p> <p>②JIS・K5602(塗膜の日射反射率の求め方)又は JIS・R3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)における当該塗料の日射反射率(近赤外領域)の数値が 50 パーセント以上のもの</p> <p><b>※①JIS・K5675 においては、カタログで要件を確認します。</b></p> <p><b>※②JIS・K5602、JIS・R3106 においては第三者機関の証明書の写し又はカタログで要件を確認します。</b></p>
<p><b>高断熱窓 (既築のみ)</b></p>	<p>居住の用に供する部分(共用部分含む)に使用する高断熱窓であって、次の要件をすべて満たすもの。<b>※既築のみ対象(新築は対象外)</b></p> <p>①内窓設置・外窓交換・ガラス交換のいずれかであること。</p> <p>②改修後の熱貫流率が 4.65W/m<sup>2</sup>・K 以下であること。</p> <p>③一つ以上の居室において、すべての窓について改修すること。</p>
<p><b>LED 照明 (既築のみ)</b></p>	<p>集合住宅の共用部分に設置する LED 照明器具またはランプであって、次の要件をすべて満たすもの。<b>※既築のみ対象(新築は対象外)</b></p> <p>①既存の照明器具またはランプは、LED を使用した製品以外であること。</p> <p>②既存の照明器具またはランプよりも、省エネルギー効果が高い改修を行うものであること。<b>(新規設置は対象外)</b></p> <p>③設置する LED 照明器具またはランプは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の基本方針」の判断基準を満たすもの(グリーン購入法適合商品であること)。</p> <p>④LED 誘導灯については、「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」の LED 誘導灯器具の指定基準を満たすもの又は一般社団法人日本照明工業会の認定(JEA 誘導灯認定)を受けたものであること。</p> <p>⑤LED 非常灯については、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 126 条の 5 に基づく国土交通大臣の認定を受けた製品又は一般社団法人日本照明工業会の自主評定制度における JIL 評定品であること。</p>
<p><b>電気自動車等 充電設備</b></p>	<p>居住の用に供する建物の敷地内に設置する電気自動車等充電設備であって、次の要件をすべて満たすもの。</p> <p>①急速充電設備・普通充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド・V2H 等のいずれかであること。</p> <p>②次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象機種として指定しているもの。</p>

## ◆ 申請に必要な書類

- ・様式(書類の名称の最後に★印がついているもの)は、区のホームページより印刷できます。
- ・導入する設備や設置する建物の状況によって必要な書類が変わります。
- ・様式の記入について、パソコンによる入力(提出はプリントアウトしたもの)も可能です。

<p><b>地球温暖化防止設備 導入助成金交付申請書 (第1号様式) ★</b> ※2ページあります</p>	<p>◇内容をよく確認の上、ご記入ください。 ◇2ページ目は、<u>申請者氏名欄に記名し、誓約事項のチェック欄すべてにレ印を必ずご記入ください。</u> (必ず申請者本人が、誓約事項の内容をご確認ください。) 申請書提出後、施工期間や導入する設備等が変更になった場合は、事前に必ずご連絡ください。 ご連絡がない場合、交付決定が取消になることがありますので、ご注意ください。</p>
<p><b>助成対象設備経費内訳書 (第2号様式) ★</b> ※設備ごとに1枚ずつ</p>	<p><u>設備ごとに1枚ずつ提出してください。</u> ◇金額欄には<u>値引き後、消費税抜き</u>の金額を記載してください。 ◇付属機器、設備工事に係る費用については、<u>該当設備設置に必要な経費のみ記載</u>してください。(諸経費は必要経費に含めてかまいません) ◇対象外経費は、既設機器撤去・処分費、事務・申請代行手数料、電力変更申請費、メンテナンス保証料、売電メーター、暖房管接続費、オール電化工事に伴うガス管撤去費、工事に伴うその他設備の移設費等です。</p>
<p><b>申請者本人確認書類 【個人のみ】</b></p>	<p>以下の本人確認ができる書類の写し(いずれか一つ) ①運転免許証、運転経歴証明書 ②健康保険証、後期高齢者医療被保険者証 ※保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングしてください。 ③個人番号カード(表面のみ)</p>
<p><b>当該工事の見積書 または契約書の写し</b></p>	<p><u>施工会社の印があり、当該工事費用の内訳がわかるもの</u>を提出してください。 ◇施工会社と契約会社が異なる場合、注文書など契約関係のわかる書類も併せて提出してください。</p>
<p><b>当該設備が助成要件を満たしていることを証明する書類</b></p>	<p><u>カタログや仕様書など、導入する設備の型番と助成要件を満たしていることがわかるもの</u>を提出してください。 ◇<u>太陽光発電システム</u>の場合は、JET や IEC 認証(VDE、TÜV などの IEC に加盟する認証を含む)がわかるもの ◇<u>蓄電池</u>の場合は、環境共創イニシアチブ(SII)の登録がわかるもの ◇<u>MEMS</u>の場合は、ECHONET Lite 規格がわかるもの ◇<u>高反射率塗装</u>の場合は、JIS・K5675 が確認できるカタログ、または、JIS・K5602、R3106 にて要件を満たすことが確認できるカタログ・第三者機関の証明書(第三者機関の例:(財)日本塗料検査協会、(財)建材試験センターなど) ◇<u>高断熱窓</u>の場合は、熱貫流率が確認できるもの ◇<u>LED照明</u>の場合は、グリーン購入法適合がわかるもの、LED誘導灯の場合は、JEA 認定がわかるもの、LED非常灯の場合は JIL 評定がわかるもの ◇<u>電気自動車等充電設備</u>の場合は、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに掲載されている補助対象充電設備型式一覧表(該当部分)</p>
<p><b>平面図等</b></p>	<p>設備を<u>設置する場所を示した図面</u>をご提出ください。 ※集合住宅の住戸数を確認できるよう、<u>各階の平面図</u>をご提出ください。 ◇提出する写真の余白に申請者氏名・施工場所(住所)を明記してください ◇導入する設備のメーカー・品番・2台目からは数量等を記載してください。 ◇太陽光発電システムは<u>モジュールの枚数がわかる配置図面</u>を提出ください。 ◇高反射率塗料は塗装する場所を色別し、寸法がわかるように記載してください。(施工面積の算出表への記載でも可)</p>

<p><b>工事着手前の写真</b></p>	<p>設備を設置する場所の写真を図面と照合して建物のどこの場所に設置するかわかるように撮影し、<b>カラー</b>で提出してください。</p> <p><b>※申請書提出時の現状のものを提出してください。</b></p> <p>◇提出する写真の余白に申請者氏名・施工場所(住所)を明記してください。</p> <p>◇高反射率塗装は<b>塗装する箇所の全面および形が分かるよう</b>に撮影してください。(写真は複数枚に分かれても可)</p> <p>◇LED 照明で同一型番の機器を複数箇所に設置する場合は、当該機器種類につき1箇所の写真を撮影し、余白に個数を記載することとして構いません(機器ごとに連番をふり、平面図の番号と一致させるなど、平面図と照合できるようにしてください)。</p> <p>※高断熱窓で同一型番かつ同一間取りに複数設置する場合、上記と同様でかまいません。</p> <p>◇新築、建替えなどの場合で建築前、建築中の場合は、近隣風景がわかる写真を提出してください。</p>
<p><b>商業登記簿謄本の写し</b> または <b>直近の確定申告書(青色・白色)の写し</b> 【法人(個人事業者含む)の場合】</p>	<p><b>商業登記簿謄本の写し</b>は、<b>全部事項証明書</b>または<b>現在事項証明書</b>をご提出ください。</p> <p><b>確定申告書(青色・白色)の写し</b>は、<b>直近のもの</b>をご提出ください。</p> <p>確定申告書の写しにおいては税務署の受付印または電子申告済の印があるものを提出してください。</p>
<p><b>不動産登記簿謄本の写し</b> 【個人・法人(個人事業者含む)の場合】</p>	<p><b>不動産登記簿謄本の写し</b>は、<b>全部事項証明書</b>または<b>現在事項証明書</b>をご提出ください。</p> <p>「建物」の種類(居宅)を確認します。</p> <p>管理組合の場合は提出不要です。</p>
<p>①<b>管理組合の「管理規約」の写し</b> ②<b>「決議書または議事録」の写し</b> ア 対象設備の導入を決めたときのもの イ 現在の理事長名が確認できるもの 【管理組合の場合】</p>	<p>管理組合としての申請する場合は、次の3点すべてをご提出ください。</p> <p>①<b>管理組合の「管理規約」の写し</b>(管理組合名、住所、戸数を確認できるページ)</p> <p>②対象設備の導入を決めたときの<b>「決議書または議事録」の写し</b></p> <p>③現在の理事長名が確認できる<b>「決議書または議事録」の写し</b></p> <p>当該建物の概要、設備の導入について合議の上で決めたものであるか、理事長名の確認をします。</p>
<p><b>委任状★</b></p>	<p>申請者本人に代わって、<b>代理の方が申請を行う場合には必ずご提出ください。</b></p> <p>◇家族、同居人等が代理で申請を行う場合も必ず提出してください。</p> <p>◇委任事項に係る手続きに関する通知等は、すべて代理人宛に送付します。</p>
<p><b>新築工事請負契約書の写し</b> 【新築・建替えの場合】</p>	<p>新築・建替え住宅の場合は、申請者名義の工事請負契約書であること、<b>建築場所が江東区内であること、工事期間、導入する設備の内容等</b>を確認します。</p> <p>◇導入設備の契約変更等がある場合は、その変更契約書の写しを併せて提出してください。</p>
<p><b>施工面積の算出表★</b> 【高反射率塗装の場合】</p>	<p>施工面積の算出の根拠となります。</p> <p>◇寸法はセンチメートル単位(=0.01m単位)で計測してください。</p>

## 【申請者別 必要書類一覧表】

提出書類	申請者		
	個人	法人	分譲マンションの管理組合
(1)助成金交付申請書（第1号様式）	○	○	○
(2)助成対象設備経費内訳書（第2号様式） ※設備ごとに1枚ずつ提出	○	○	○
(3)申請者本人確認書類の写し	○	×	×
(4)当該工事の見積書の写しまたは契約書の写し	○	○	○
(5)カタログまたは仕様書	○	○	○
(6)平面図	○	○	○
(7)工事着手前の写真	○	○	○
(8)商業登記簿謄本の写しまたは 直近の確定申告書(青色・白色)の写し	×	○	×
(9)建物の不動産登記簿謄本の写し	○	○	×
(10) ①管理組合の「管理規約」の写し ②「(対象設備の導入を決めた)決議書または議事録」の写し ③「(現在の理事長名の確認ができる)決議書、または議事録」の写し	×	×	○ (3点すべて)
(11)委任状	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
(12)新築建物の工事請負契約書の写し	新築のみ必要	新築のみ必要	×
(13)施工面積の算出表	高反射率塗装のみ必要	高反射率塗装のみ必要	高反射率塗装のみ必要

### ◆ 申請書提出にあたってのご注意

- 工事着工日の1カ月程度前には申請いただくよう、お願いします。工事着工日の直前の申請の場合、申請書類の不備等により、受付ができない可能性があります。
- 申請者本人に代わって代理の方が申請をする場合は、申請者の委任状が必要です。
- 様式に決まりがないものは、全て A4 サイズの用紙で提出してください。  
申請書類をデータで受領することはできません。
- 申請書類等には、摩擦で消える筆記具や修正液・テープは使用しないでください。
- 証明書類は直近3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 設備は未使用品とし、中古品は助成対象外です。
- 助成金額を算出する際には、1,000 円未満の端数は切捨てとします。
- 設備導入の際は、建物の構造等の安全性を十分検討してください。また、太陽光の反射や給湯設備の運転音等について、周辺の住環境に十分配慮してください。
- 都や国の補助金と併用できる場合があります。各種お問合せの上、申請時期、工事日程、機種などをよくご検討ください。

#### 【※国の補助金の問合せ先】

- ・住宅省エネ2024キャンペーン(国土交通省、環境省、経済産業省)  
TEL:0570-055-224 ※IP電話等からのご利用の場合03-6625-2874
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ <https://sii.or.jp/> (※電話番号は各事業により異なります。)

#### 【※都の補助金の問合せ先】

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)  
<https://www.tokyo-co2down.jp/guide/consult> TEL:03-5990-5236 (総合相談窓口)